

海外経済要録

国際機関

◆ IMF総務会暫定委員会、コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は4月29、30日の両日、メキシコ・シティにおいて第10回の会合を開催、次のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)の総務会暫定委員会は4月29、30日の両日メキシコ・シティにおいて、ヒーリー英蔵相を議長として第10回の会合を開催した。この会合にはH. J. ウィッテヴェーンIMF専務理事が出席したほか、オブザーバーとして、G. D. アルセニスUNCTAD通貨・金融・開発部長、R. ラールB I S総支配人、E. ヴァン・レネットOECD事務総長、F. ロイトヴィラー・スイス中央銀行総裁、F. X. オルトリEC委員会副委員長、G. パターソンGATT通商政策担当事務次長、C. ササンプールOPEC市場調査分析官、E. スターン世銀副総裁、C. E. A. ヴィラタ開発委員会議長が参加した。
2. 委員会は最近第2次IMF協定改正が発効したことについて満足している。この改正は協定を現実に即したものにしたと同時に、今後、IMFの活動を改善し、将来の状況変化に対する調整を可能にするものである。委員会はまた、第6次クォータ見直しに基づくクォータの増額に圧倒的多数の加盟国が同意したことを歓迎し、残りの加盟国についても近い将来同意するよう希望を表明した。
3. 委員会は世界経済の展望ならびに国際的調整過程の機能について討議した。

委員会はいくつかの好ましい進展があったことを認識した。このうち、特に注目すべきことは、多数の国々で安定と成長の両目標達成のうえで進展がみられたこと、石油輸出国の黒字が著しく縮小したこと、非産油発展途上国において78年も経常収支の赤字幅拡大が見込まれるにもかかわらず、近年全体として赤字ファイナンスのための資金調達が円滑になっていることの諸点である。

しかしながら、過去1年前後にわたる世界経済情勢がいくつかの重要な側面で不満足なものであったことも注目された。特に1974~75年の深刻な不況からの回復ペースが遅く、かつ一様でないこと、歴史的にみて高水準の失業が存在していること、世界貿易の伸びが鈍いこと、多くの国々で高率のインフレが続いていること、経常収支が不均衡であること、および工業国において為替相場が不安定であることに委員会は懸念を表明した。委員会

は、工業国を中心に経済運営を改善し対外収支の調整を行いうやすい環境をつくる必要性を強調した。

委員会は、低成長、低稼働率、高失業によってあらゆる種類の保護主義的な動きが強まりつつあることの危険性について懸念を表明した。この保護主義的な動きを阻止し貿易障壁を弱めるためには、特定の保護手段に対してだけではなく、その根本的な原因に対して強固かつ広範な国内的、国際的努力を払うことが緊急に必要であると合意された。現在行われている多国間貿易交渉が成功裡に終結すれば、この傾向を阻止するうえで大きな貢献をしよう。

委員会は発展途上国に固有の諸問題、特にこれら諸国の成長率を高める必要性は国際社会の永続的目標であり、共通の責務であることに注意を払った。発展途上国の経済が先進工業国市場の低成長や門戸の狭隘化に対して脆弱なことが大方の懸念の源であり、委員会は、先進国の側で発展途上国への実物資源の流入が適切な規模で継続的に拡大するよう何らかの措置を講ずることが望ましいと強調した。そしてこれは、国際収支調整を促進するうえにも役立つこととなろう。

委員会の討議の過程で、高水準の雇用、国際収支不均衡の是正、エネルギーの節約に通ずる世界経済のインフレなき成長促進を企図した協調的戦略の大綱(註)(この大綱は各國が支持することによって一層効果を高める性格のものである)について合意が得られた。委員会は1980年までのこの中期戦略の遂行にあたっては、各國の現状に大きな相違があることを考慮すべきであると強調した。すなわち、先進工業国においては、成長政策はインフレ抑制の達成度、対外ポジションの強弱、現在および将来の経済不振の度合との関係で決定されるべきものとされた。

インフレ圧力が再燃するおそれのあることを考慮して、委員会は現在のインフレに支配的なコスト・プッシュ要因に対応するに適切な政策の活用に注目した。委員会はまた、コスト・プッシュ要因が強い国々にとっては、投資刺激的な支出でない限り、歳出増加よりも同規模の減税を行う方が財政面からの景気刺激策として適当な場合が多いことを示唆した。

ここに想定された戦略大綱が各國間の成長率格差を伴いつつも、先進工業国にも発展途上国にも、また世界経済全体にもより満足のいく経済成長率をもたらし、これを通じて対外不均衡が是正されることを委員会は確信した。このようにして基礎的な経済条件に改善がみられれば、世界経済の健全性にきわめて重要な為替市場の安定にも寄与することになろう。またこうした状況の下で為

為替市場の安定性が増せば、望ましいより高い成長率を達成し、発展途上国に明るい見通しをもたらすうえでの一助になろう。

4. 第2次IMF協定改正により新協定第4条が発効した。この条項は、「金融、経済の安定に必要な秩序ある基礎的条件の継続的整備」という国際通貨制度の目的を強調し、加盟各国に対し「秩序ある為替取決めを確保し安定した為替相場制度を促進するため基金および他の加盟国と協力する」ことを義務づけている。この第4条に則して、為替政策監視制度の原則は加盟国の国内における社会的、政治的政策を尊重するものでなければならず、またこの原則を適用するにあたり、基金は加盟国の置かれた状況に適切な配慮を行わなければならない。暫定委員会が支持し、1977年4月に理事会が採択した為替相場政策の監視の原則と手続きは、第2次改正の下で実施に移された。委員会は、基金が各國に対する審査の手続と実行面でも最近為替政策監視の観点を入れるようになつたこと、また加盟国の為替相場政策が為替相場運営原則の合意に合致するかどうかに特別の注意が払われるこことに賛意を表明した。基金は、ある通貨の価値が円滑な国際収支調整を進めるごとに両立しない状況や、為替市場の無秩序状態が存在する事態に常に関心を払ってきた。委員会は、基金が今や、監視機能を通じて為替相場制度が有効に機能するうえでこれまで以上に大きな貢献を果す責務と手段を有していることに留意した。これに関して若干の委員は、評議会を第2次改正の下で意思決定機関にすることの適否について理事会が検討するよう要請した。また若干の委員は、評議会が第2次改正の下で国際通貨制度の機能に貢献しないことを理由に、評議会の設立に反対している。委員会は、監視機能強化のためいくつかの示唆を受けた。その中には監視機能が有効に働くように黒字国、赤字国双方からより多くの情報提供を受けるべきであるとの意見もあった。

5. 委員会は、第2次改正の下におけるSDRの性格改善とその利用の拡大、ならびにSDRの配分問題についての理事会報告を検討した。

委員会は、現在の状況にかんがみSDR金利をクォータ最大の5加盟国における短期金利の加重平均の60%から80%以下の水準に引上げることに合意し、また理事会に対しこれを基礎とする報酬率の適正な算出方法を決定するよう要請した。若干の委員はSDRの配分が行われることを条件に金利の引上げを支持する意向である。

委員会は理事会に対し、改正協定の条項に即して認められるSDRの追加的利用手段に関する作業を開始すること、またこの件について次回の暫定委員会の会合にお

いて報告することを要請した。若干の委員は復元規定の廃止を望み、理事会に対し改正協定の下での指定と復元に関する規定を改訂するよう要請した。

多数の委員がSDRの配分を支持した。このうち若干の委員は国際流動性の現状からみて配分は小幅にとどめるべきであると考え、また若干の委員はクォータ増加分の一定割合はSDRで支払われるべきであると示唆した。

委員会は理事会に対し、SDRの配分に関するこれらのすべての点について作業を行うこと、また委員会の次回の会合において検討できるよう適当な提案を勧告試案とともに提出することを要請する点に合意した。

委員会はまた、SDRの配分は基金の代替勘定の準備通貨残高の減額と結合しうるとの専務理事の示唆を検討した。若干の委員は代替勘定に関する合意が成立すればSDRの配分が促進されると考えている。委員会は、次回の会合において検討するためこの専務理事の示唆を理事会で検討し報告を提出するよう求めることに合意した。

6. 委員会は第7次クォータ見直しに関する理事会報告に注目し、問題点を検討した。第7次クォータ見直しは1978年2月9日までに完了すべしとの総務会決議に照らし、委員会は見直しの完了が遅れていることに懸念を表明した。委員会は第7次見直しにおいてクォータの増額が必要であるとの見解を再確認した。このクォータの増額は今後5年間の流動性の必要に見合う適度なものであるとともに、基金の資金供給能力を過度の借入依存によることなく高めることによって、かつ国際収支調整過程を促進することによって、国際収支ファイナンスに利用できる資金の強化をもたらすものであることが望ましい。

大方の委員は、第7次見直しにおけるクォータ増額は、国際経済情勢の現状と見通しに照らし、第6次見直しで採択された50%増額と少なくとも同程度が適当であるとの見解であった。大方の委員は第7次見直しを主として比例的とし、せいぜい非常に少数の加盟国のみ選択的なクォータ増額を行うべきであることで意見の一一致をみた。その場合、大方の委員は発展途上国とのクォータのシェアはクォータの増額が行われない1、2の加盟国を除いて低下させるべきでないとの意見であった。

若干の委員はクォータ増額が相当の規模で行われるにしても第1次クレジット・トランシュの増加は小幅に抑えることを示唆したが、他の委員はクォータ増額が小幅にとどまる場合にも第1次クレジット・トランシュを拡大すべきであると考えた。

委員会は理事会に対し、今後数か月間これらの問題につき優先的に作業を行い、次回の年次総会の際に暫定委員会が検討するため適切な提案を勧告試案とともに総務会に提出することを要請した。

一部の委員は、第7次見直しの後クオータ増額基準について再検討することを要請した。

7. 委員会は、その創設が6か月以上も前に決定された補完的融資制度の実施が大幅に遅れることに対し、懸念を表明した。多数の加盟国が補完的融資制度に盛られた規模の速やかな金融的援助を必要としていることからかんがみ、委員会は本制度を可及的速やかに実施に移すために必要なあらゆる手段を探ることを求めた。これに関連して発展途上国の委員は理事会に対し、本制度と通常のクレジット・トランシュに基づく引出しの条件の見直しを要請するとともに、低所得国が支払う金利に対する補給金勘定の創設について可及的速やかに検討するよう再度要請した。委員会は、ナイジェリアとグアテマラの本制度に対する資金拠出意向(各220百万SDR、30百万SDR)とヴェネズエラの拠出増額意向(450百万SDR→500百万SDR)を歓迎した。この結果、本制度の資金調達総額は約87.5億SDR(約110億米ドル)となる。

内訳は次のとおり。

ア ブ ダ ビ	150百万SDR
ベ ル ギ 一	150 ヶ
カ ナ ダ	200 ヶ
西 ド イ ツ	1,050 ヶ
グ ア テ マ ラ	30 ヶ
イ ラ ン	685 ヶ
日 本	900 ヶ
ク ウ ェ ー ト	400 ヶ
オ ラ ン ダ	100 ヶ
ナ イ ジ ェ リ ア	220 ヶ
カ タ ー ル	100 ヶ
サ ウ ジ ア ラ ビ ア	2,150 ヶ
ス イ ス 中 央 銀 行	650 ヶ
米 国	1,450 ヶ
ヴ エ ネ ズ ェ ラ	500 ヶ

8. 委員会の委員はウィッテヴェーン氏が基金の専務理事の職を辞任する予定であることに留意し、氏が難局にあってその職務を見事に果たしたことに対して、委員および加盟国の代表として深甚な称賛と感謝の意を表明した。委員会の委員は同時に、ウィッテヴェーン氏の後任としてジャック・ドラロジエール氏が指名されたことを祝福し、氏が今後の重要かつ困難な責務に成功することを希望した。

9. 委員会は次回会合を1978年9月24日にウシントンで行うことと合意した。

(注) この戦略とは、具体的にはウィッテヴェーン専務理事が暫定委員会に提出した試案(World Economic Outlook and Working of the Adjustment Process)を指す。それによれば、高失業、投資の停滞、世界貿易の不振、保護貿易主義の抬头などがみられる国際経済の現状にかんがみ、先進工業国が一致して景気刺激を行うことが望ましいとしている。ただし、各國間で需給ギャップの相違、対外ポジションの強弱が存在するため、各国が一律の成長率を指向するのは問題であるとして、下記(1)表のとおり1979年~80年間の各國の望ましい経済成長率を提示している。これを各國別に78年見通しと比較してみると、米国は78年見通しをやや下回る成長、カナダ、フランス、イタリア、英国はやや上回る成長、日本、西ドイツはかなり上回る成長が適当であるとされている。また、この勧告が実現すれば、今後大幅な為替レートの変動がないとしても、下記(2)表のように国際収支不均衡の調整はかなり進展すると予想されている。

(1) 実質GNP成長率

(単位: %)

	1978年 見通し	1979~80年 勧告(年率)
カ ナ ダ	4.5	5½
米 国	4.5	4
日 本	5.7	7½
フ ラ ン ス	3.1	4½
西 ド イ ツ	3.1	4½
イ タ リ ア	2.6	4
英 国	2.9	3½
そ の 他 工 業 国	2.2	4½
計	4.0	4¾

(2) 経常収支

(単位: 億ドル)

1977 年 実績	1980年までの変動要因				計 (A) (B)	公的 経常移転 収支 A B
	(注1) 一時的 要因の Cはく落 の減少	(注2) OPE の黒字	(注3) 相対価 格の環 動要 因	(注4) 景気循 環の因		
	カ ナ ダ	40	—	1	26	16
米 国	△174	8	16	68	18	110
日 本	112	—	13	△46	△57	90
フ ラ ン ス	△18	—	6	34	17	57
西 ド イ ツ	76	4	11	△44	△48	77
イ タ リ ア	34	7	6	△10	17	6
英 国	19	—	58	△22	△10	26
そ の 他 工 業 国	△85	8	39	△6	11	52
計	△75	13	150	—	△55	108
						33△131△98

(注1) これまで発生した一時的要因が今後はく落することに伴う黒字または赤字効果。なお一時的要因とは、米国…備蓄のための石油輸入増、西ドイツ…法人税法改正に伴う投資収益流出、イタリア…旅行者収入の大幅増、ノルウェー…北海石油産出遅延。

(注2) 今後石油価格が不変と仮定し、OPEC 黒字の減少が各國に及ぼす黒字効果。このうち北海石油産出に伴う直接効果は英國50億ドル、ノルウェー30億ドル。

(注3) 1978年3月までの為替レート、国内物価の変動に伴う黒字または赤字効果。

(注4) (1)表のようにGNPが推移した場合の黒字または赤字効果。

◇ESCAP第34回総会の開催

ESCAP(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)の第34回総会は、3月7~17日バンコ

ックにおいて、加盟33か国中カンボジア、モルディブ、トンガを除く30か国、準加盟8か国中4か国およびオブザーバーの非加盟国、国際機関が参加して開催された。

○ 今次総会の中心議題は「ESCAP 地域開発のための政策・計画・展望」で、これは本年の国連総会決議をもって正式にスタートが予定されている「1980年代の国際開発戦略」策定に関連するテーマでもあるため、各国代表の一般演説はもっぱらこの議題をめぐって行われた。

○ 今次総会では、発展途上国側より、①先進諸国において保護主義の傾向が強まりつつあること、②一次産品総合プログラム具体化への歩みが遅々としており、特に共通基金設置問題ではほとんど進展がみられないこと等について不満が述べられたが、その発言ぶりは総じて穏やかなものにとどまり、全体を通じて平穏な総会に終始した。

○ 本総会の討議を通じて特に注目された点は次のとおり。

(1) 「ESCAP 地域開発のための政策・計画・展望」については、ESCAP事務局が「1980年代の地域開発戦略」(Regional Development Strategies for the 1980's)と題するペーパーを提出、1980年代の新しい開発戦略が目指すべきものは、単なる経済成長の加速化だけでは不十分であり、社会正義、特に貧困の除去を伴うものでなければならぬことを強調した。この事務局見解に対しては、各国から一様に賛意が表明されたが、本議題をめぐって行われた各国の一般演説の特徴点を要約すれば次のとおり。

イ. 発展途上国側からは、①最近先進諸国において保護主義の傾向が強まりつつあること、②多角的貿易交渉(東京ラウンド)を通じて行われるべき先進諸国の市場開放がはかばかしい進展をみせていないこと、③一次産品総合プログラム、特に共通基金設立問題がほとんど進展していないこと、などに対する不満が述べられた。

ロ. これに対し、先進諸国側の発言は、域内発展途上国に対する自国の援助実績、協力姿勢の P R が中心。わが国は、ESCAP が一昨年来取組んでいる総合農村開発を1980年代の新開発戦略においても重視していく必要がある旨指摘。

こうした討議をうけ、1980年代の新開発戦略策定にあたっては、社会正義を伴う経済成長、なかんずく①basic needs の充足と貧困の除去、②生活の質的向上、③所得分配のより一層の平準化、④社会各層、特に地方所在貧困層の開発過程への積極的参加、など

の点が十分配慮されるよう ESCAP 事務局の努力を要請する旨の決議を採択。

(2) ESCAP 事務局の経費につき、国連の通常予算でカバーできない部分は通常予算外の援助(extrabudgetary assistance)で賄うこととなっているが、近年事業計画の拡大とともに金額的にも通常予算を上回るに至っている状況下、初めて総会の正式議題として、各国からの拠出誓約を求めた。会議中に行なわれた暫定拠出誓約総額は8.5百万ドル(うち現金拠出6.2百万ドル)、このうちわが国は同2.5百万ドル(同1.1百万ドル)。

(3) メコン河下流域調査・調整委員会(通称メコン委員会、1957年設立)(注)については、カンボジアの復帰を呼びかけると共に、各国、国際機関等が一層の支持を与えるよう要請する旨の決議を採択。

(注) 1975年のインドシナ情勢急変後活動を停止していたが、昨年4月の第33回ESCAP総会を契機にタイ、ラオス、ベトナム3か国との間で活動再開につき合意成立。本年1月には「メコン暫定委員会に関する宣言」に署名(於ビエンチャン)。

米州諸国

△カーター大統領、インフレ対策を発表

カーター大統領は4月11日、「インフレの進行が持続的な景気拡大を阻害するおそれがある」として一連のインフレ対策を発表した。本対策の特色としては、政府内部におけるインフレ加速要因の除去が打出されていること、民間に対してはあくまで法的強制力を伴う価格・賃金統制の導入を避け、産業界、労働界の自主的な抑制努力に期待していることが挙げられる。

本対策の主な内容は次のとおり。

1. 政府側の施策

- (1) 財政赤字の増大抑制……79年度財政赤字を予算見通しの範囲(596億ドル)以内にとどめるため、議会による歳出拡大的な立法には拒否権を発動する。
- (2) 連邦政府職員の給与引上げ抑制……一般職員の79年度賃上げ率を5.5%以内(予算教書では6%のアップを見込んでいた)に抑制するとともに、上級職スタッフの俸給を現行水準で凍結する。
- (3) 連邦政府機関は価格が急騰している商品、サービスの購入を抑制する。
- (4) 政府の料金等に対する規制(航空運賃、トラック運賃等)の見直しを行い、インフレ的影響のある不必要的規制は廃止する。
- (5) 住宅建設コストの高騰に対処するため、連邦・地方政府保有林からの木材伐採の拡大等の具体策を30日以内に検討する。

(6) インフレ抑制にあたって政府の行動が重要な影響を及ぼす産業分野(住宅、医療、食品、運輸、エネルギー、一次金属等)については、長期的観点から特別計画を策定する。

(7) ストラウス通商交渉特別代表をインフレ問題特別顧問(Special Counselor on Inflation)に任命する。

2. 州・地方政府に対する要請

(1) 地方公共団体の職員給与引上げに際しては、連邦政府職員の給与引上げ抑制策と同様の措置を講ずるよう要請する。

(2) 地方公共団体が減税措置を実施する場合、売上税(sales taxes)の引下げを優先的に考慮するよう要請する。

3. 議会に対する要請

(1) 議会予算委員会が議会審議中の立法措置のインフレに及ぼす影響を定期的に議会に報告するよう要請する。

(2) 議会が医療費上昇抑制法案ならびに航空規制緩和法案を早期に立法化することを期待する。

4. 民間に対する要請

(1) 各経済部門において価格、賃金の上昇率を過去2年間の平均以下に抑制するよう改めて要請するとともに、賃上げについては連邦政府職員の給与引上げ抑制措置に追随するよう期待する。

(2) 産業界、労働界の代表に対し、賃金物価安定委員会がインフレの見通しや対策について把握できるよう、同委員会との協議に参加することを求める。

◆米国財務省、保有金売却計画を発表

米国財務省は4月19日、概要以下のような保有金売却計画を発表した(なお、かつて75年1月、6月の2度にわたって総計1.25百万オンスの保有金売却が行われたことがある)。

(1) 財務省は一般調達局(General Services Administration)を通じ、毎月1回、都合6回にわたり(第1回目は5月23日、6月以降は第3火曜日)保有金を公開入札方式で売却する(注)。売却量は1回当たり約300千オンスとするが、各回の入札結果をみてその後の売却量を変更することもありうる。

(2) 1人当たりの応札最低限度は400オンスとし、1オンス当たり10ドルの預託金を徴求する。

(3) 外国政府・中央銀行もしくはその代理人の入札は受けない。

(4) 第1回入札は米ドル対価で行うが、ドイツ・マルク対価での金売却についても検討する方針である。

なお本措置に関し、バーグステン財務次官補は「今回の金売却計画は、米国の貿易収支を改善し、ドルの価値を高めるための包括的対策の一部である。金の売却は米国貿易収支の改善に資するほか、国際通貨としての金の役割廃止を促進するかねてからの米国の方針に沿ったものである」とコメントしている。

(注) 一般調達局は5月3日、第1回入札の実施細目を発表したが、それによると入札は競争入札方式で行われるが、落札するために応札価格が政府の設定する最低価格を上回ることが必要とされている。

◆米国連邦公開市場委員会、「外国為替操作権限」を改訂

連邦公開市場委員会(FOMC)は4月21日、「3月21日の会合において、ニューヨーク連銀が外国為替操作に当って保有を認められる外貨の総合持高(over-all open position<3、4月号「要録」参照)限度額を従来の20億ドルから22.5億ドルに引き上げることとした」旨明らかにした。

◆米国上院、パナマ運河新条約の批准を承認

パナマ運河の管轄権をめぐるパナマ運河新条約は、昨77年9月7日、カーター米国大統領とトリホス・パナマ政府首席との間で調印されたが、米国上院は3月16日、新条約中「パナマ運河の永久中立と運営に関する条約」(Treaty Concerning the Permanent Neutrality and Operation of the Panama Canal)を承認したのに続いて、残りの「パナマ運河条約」(Panama Canal Treaty)についても4月18日に批准を承認した。これによって、パナマ運河新条約の批准に関する米国側の議会手続はすべて完了したこととなる(条約の批准承認は上院の専決事項であり、下院での審議は行われない)。

なお、新条約は、現行条約(1903年締結)が米国のパナマ運河(1914年開通)に対する永久管轄権を認めていたのに対し、1999年12月31日正午をもって米国政府はパナマ運河とその付属施設の管轄権をパナマ政府に返還するとともに、同運河の永久中立を宣言することを主たる内容としたものである。

◆カナダ、1978年度予算案発表

カナダ政府は4月10日、1978年度(78年4月~79年3月)予算案を発表した。今次予算案の発表にあたったクレチエン蔵相は、「予算案は消費者物価上昇率の抑制と個人消費の促進のための短期間な措置(州売上税の引下げ等)と、民間部門の強化を目指した中期的な措置(企業減税等)を通じて強健で豊かなカナダ経済の基盤を醸成

することをねらったもの」とコメントするとともに、「雇用・物価両面に依然深刻な問題がある情勢下、インフレ率の引下げが可能な範囲で経済の拡大を図るという節度ある政策が必要である」として野党の個人所得減税要求を退けている。予算案の概要は次のとおり。

(1) 予算規模

予算規模は歳入360億ドル(77年度実績見込み比+10.1%)、歳出469億ドル(同+9.1%)で、収支じりは109億ドルの赤字と77年度(実績見込み103億ドルの赤字)に比べ赤字幅は若干拡大している。

カナダ政府の予算案

(単位・億カナダ・ドル、カッコ内は前年比・%)

	1978年度予算案	1977年度 実績見込み
歳 入	360(10.1)	327(0.2)
歳 出	469(9.1)	430(10.5)
収支(△)じり	△ 109	△ 103

(2) 主な施策

イ. 州政府に対する小売売上税(retail sales tax)の一時的引下げ要請

州政府に対し生活必需品にかかる小売売上税を一時引下げる(期間は引下げ幅が3%ポイントの場合は6か月、2%ポイントの場合は9か月とする。下表参照)よう要請する一方、連邦政府はその見返りとして、この要請を受入れた州政府に対し補助金(引下げ幅2%ポイント、期間6か月の税収減相当額、ただし財政状態の悪い大西洋岸諸州については税収減の全額)を支給する。

各州の小売売上税率

(単位・%)

州 名	現行税率	改訂後税率
Newfoundland	11	8
Prince Edward Island	8	5
Nova Scotia	8	5
New Brunswick	8	5
Quebec	8	6ないし5*
Ontario	7	5ないし4*
Manitoba	5	3ないし2*
Saskatchewan	5	3ないし2*
British Columbia	7	5ないし4*

(注) 1. Alberta州では小売売上税を実施していない。

2. *印の諸州は小売売上税率を6か月間3%ポイント引下げるか、または9か月間2%ポイント引下げるかのいずれかを選択。

ロ. 企業減税等

(イ) 研究開発(R & D)促進措置

企業の研究開発支出については、1978年1月1日以降10年間、過去3年間の平均支出額を上回る分の50%を当該支出年において特別に所得から控除することを認める(なおすでにR & D支出については当該支出年に100%の損金算入が認められている)。

(ロ) エネルギー開発促進措置

a. 原油の高度回収のための機械・設備にかかる費用については、本年4月10日以降、その支出額の50%を減価償却として課税所得から控除することを認める(通常の場合は利潤の33%相当額の控除しか認められていない)。

b. オイル・サンドなど特殊の油源(non-conventional oil)関連の特定の投資については、本年4月10日以降、総課税所得の50%相当額まで減価償却として課税所得から控除することを認める(現行では当該資源の生産から得た利潤の25%までしか認められていない)。

c. 重質原油を通常の原油に転換する装置についても原油の生産、精製設備と同様の課税上の特典を認める。

(ハ) 鉄道関連投資促進措置

鉄道関連投資については、本年4月10日から82年末までに取得した資産を対象にそれぞれ5年間、年6%の追加減価償却を認める(例えば信号装置についてはこれまで年4%の減価償却が認められていたが、今次措置により、今後は5年間年10%の償却が認められることになる)。

ハ. 関税引下げ措置の期限延長

1973年に実施した関税の一時的引下げ措置の期限(本年6月30日)を1年間延長する(ただし、一部食品、洗剤等は除く)。

(3) なお、クレーチン蔵相は「78年の実質GDP成長率は5%近く(77年実績2.6%)、消費者物価上昇率はカナダ・ドル相場の低下等による輸入価格の上昇から7%程度(同6.5%)になろう」との見通しを明らかにしている。

◆カナダ、マルク建て私募外債発行

カナダ政府は4月27日、「外貨準備(78年3月末現在39.7億米ドル)の補強を図る」(クレーチン蔵相)ため西ドイツのドイッチュ・バンクを通じて総額15億マルクの私募外債を発行した旨発表した。なお、カナダ政府は前月米ドル建て外債を発行している(4月号「要録」参照)が、マルク建て外債の発行は68年6月1日以来のことである。

ある。その内訳は次のとおり。

期間	発行額	表面利率	発行利回り
4年	4億マルク	5.0%	5.35%
5年	6億マルク	4.75%	4.86%
6年	5億マルク	5.0%	5.20%

歐　洲　諸　國

◇西ドイツ、連邦債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は4月7日、(1)5% (2)5.25% (3)5.75%もの連邦債を同時に発行することとし、その発行要領を次のとおり決定した。

なお、今回の連邦債発行が期間により3つのタイプ(前2回はいずれも2つのタイプ、1月号、3月号「要録」参照)に分けられたのは、債券市場において個人投資家を中心には債券に対する需要が多様化していることに応じたものとされている。

発行要領は以下のとおり。

	(1)	(2)	(3)
発 行 額(億ドイツ・マルク)	5	5	5
表 面 利 率(%)	5.0	5.25	5.75
期 間(年)	6	8	12
発 行 価 格(%)	100.0	99.5	100.0
応募者利回り(‰)	5.0	5.33	5.75
売 出 し 期 間	4月13日～17日		

(注) ただし、上記発行額中各1億マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保することとなっている。

◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を発表

西ドイツの5大民間経済研究所は4月24日、恒例(春秋2回)の共同景気見通しを発表した。今回の見通しでは本年の実質GDP成長率について前回の見通し(52年11月号「要録」参照)を下方修正(3→2.5%)するとともに、政府に対しては今後新たに所得税減税を実施すべき旨政策提言を行っている点が特徴的である。

今回見通しの主要点は以下のとおり。

(1) 西ドイツ経済の現状と見通し

イ. 西ドイツ経済は昨年秋から年末にかけて個人消費の回復を主因に景気上昇気配がみられたものの、年明け以降輸出の伸び悩みから回復テンポは再び鈍化傾向を示しており、景気上昇を促す力強い要因に乏しい現状から判断して、結局本年の実質経済成長率は昨年(2.4%)を若干上回る2.5%程度にとどまる見通しである。

需要項目別にみると、まず個人消費は昨年夏の多

額の財形貯蓄の払い戻しや昨年末から本年初にかけての所得税減税等に伴う家計の実質所得の増加から改善傾向を持続しており、当面は順調な回復が見込まれる。年次以降幾分回復テンポは鈍化しそうが、年間を通じてみればほぼ前年並みの拡大(77年+2.9%→78年+3.0%)を示し、景気の下支えとなろう。また、設備投資は昨秋策定された減価償却促進措置の効果顕現化に加え、中期公共投資計画に基づく公共投資の活発化等から漸次回復傾向を強めるとみられる(民間・公共部門を含む、77年+2.7%→78年+4.0%)。もっとも、今春の賃上げ交渉の帰趨が今後の設備投資に対する最大の不安材料となっている。一方、輸出は主要貿易相手国の景気回復が見込まれる反面、ドイツ・マルク相場の上昇が響き、その増加テンポは昨年を幾分下回る(77年+4.2%→78年+4.0%)。

ロ. この間雇用面をみると、今後緩やかな景気回復に伴い失業者数は幾分減少するものと期待されるが、同時に労働市場への新規参入増も見込まれるため、失業者数はなお年平均100万人を下回ることは困難であろう。

一方、物価面では、ドイツ・マルク相場の上昇に伴う輸入物価の低下を主因に当面落着き傾向を持続し、本年の消費者物価上昇率は昨年(+3.9%)を下回る3%程度となる見込みである。もっとも、本年後半については、ブンデスバンクの為替市場における介入による通貨供給量の増大や今春の賃上げ妥結(金属産業5%<政府目標4.5~4.7%>)に伴う企業の価格引上げ圧力等を考慮すれば、物価上昇テンポの加速化を警戒する必要もでてこよう。

(2) 政策提言等

イ. 財政政策面では、現下の不安定な経済情勢を考慮すれば、投資および消費の拡大につながる追加刺激策を採用することが望ましい。その際経済の持続的な安定成長を達成していくうえで、公共支出増よりもむしろ所得税減税を実施することが必要である。このため、特に中・低所得者層に対する課税率の是正等を早急に実施すべきである。

ロ. 金融政策面では、目下の通貨供給量は過大であり、物価安定上好ましくない。ブンデスバンクは持続的な物価安定を達成するために、景気回復の妨げとならないよう留意しつつも、今後の通貨供給量の拡大に対し慎重に対処すべきである。

ハ. 本年の賃上げ率は高率の昨年を下回るアップ率(金属産業、昨年8~8.5%、本年5~5.5%)になる

ものと見込まれるが、企業の収益率は低位の一昨年をなお下回る水準にあり、このため将来の賃上げは企業収益を改善し、企業の投資意欲を高めることが可能となる水準にとどめられることが望まれる(産業界寄りとされるエッセン経済研究所では特にこの点を強調)。

(3) 世界景気の見通し

先進工業国の景気は、西欧、日本では財政支出の大等景気刺激策の採用により上昇が見込まれるが、米国の回復テンポの鈍化から、全体としてはさしたる回復は期待できず、本年の先進工業国の実質G N P成長率は昨年を若干上回る4%程度にとどまる見通しである。一方、物価面では、労働コストの上昇を製品価格に転嫁する圧力は漸次強まるとみられるものの、生産性向上のための努力も続けられるとみられるため、工業国全体の消費者物価は昨年を下回る上昇率(77年+8.0%→78年+6.5%)にとどまろう。本年の世界貿易量は先進工業国の景気刺激策に伴う輸入増から回復を示し、昨年を上回る伸び(77年+3.5%→78年+5.0%)となろう。

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質値、前年比伸び率・%)

	1977年 (実績)	1978年 (予測)	上半期	下半期
G N P	2.4	2.5	2.5	3
個人消費	2.9	3	3.5	2
政府消費	0.7	3	3	3
固定資本形成	2.7	4	2.5	5.5
うち機械・設備	4.4	4.5	5	4
建物	1.6	4	1	6.5
在庫投資(億マルク)	+ 87	+ 85	+ 65	+ 20
海外経常余剰(〃)	+ 260	+ 235	+ 110	+ 120
うち輸出	4.2	4	4.5	3.5
輸入	4.2	5.5	7	4
G N P デフレーター	3.7	4	4	3.5
個人消費デフレーター	3.9	3	3	3

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin
(Institut für Konjunkturforschung)
HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg
Ifo-Institut für Wirtschaftsforschung, München
Institut für Weltwirtschaft an der Universität Kiel
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen

ール首相を再度首班に任命した。これを受けバール首相は、4月5日組閣を完了、同日閣僚名簿を発表した。

今回発足した第3次バール内閣の主要閣僚は以下のとおり(ただしカッコ内は前職等)。

首相……Raymond Barre(留任)
法相……Alain Peyrefitte(留任)
厚生・家庭相……Simone Veil(留任)
内相……Christian Bonnet(留任)
外相……Louis de Guiringaud(留任)
国防相……Yvon Bourges(留任)
労働・経営参加相……
Robert Boulin(経済大蔵担当代理相)
協力相……Robert Galley(留任)
経済相……René Monory(商工相)
予算相……Maurice Papon(新任)
環境・生活相……Michel d'Ornano(文化・環境相)
教育相……Christian Benllac(労相)
大学相……Alice Saunier-seité(留任)(注)
農相……Pierre Méhaignerie(留任)
産業相……André Giraud(新任)
運輸相……Joël le Theule(新任)
商業・手工業相……Jacques Barrot(住宅担当閣外相)
貿易相……Jean-François Deniau(外務担当閣外相)
青年・スポーツ・レジャー相……
Jean-Pierre Soisson(新任)

文化・通信相……Jean-Philippe Lecat(新任)
なお、上記20閣僚のほか閣外相として、Norbert Segard 郵便・電信閣外相はじめ18閣外相を任命。
(注) 78年1月閣外相から格上げ

2. 第3次バール内閣については以下のような点が指摘される。

(1) 選挙公約を映じて、主要閣僚ポストが増設(17→20)されていること。
イ. 従来、権限の強化に対し批判が強かった大蔵省を経済省および予算省に分割(注)、これに伴い前内閣で設けられていた経済・大蔵担当代理のポストは廃止。

(注) 各々の所轄事項は大別次のとおり。
経済省……経済見通し、物価・競争監督、対外経済関係、統計、造幣、各種市場中央委員会統轄等
予算省……予算、公共会計、国税、関税、財政立法等

- ロ. 産業行政の推進を図るために、商工省を産業省と商業・手工業省とに分割。
- ハ. 前内閣における建設・環境整備省と文化・環境省を環境・生活省に統合したほか、運輸省、文化・通信省、青年・スポーツ・レジャー省を新設。

◇フランス、第3次バール内閣発足

1. ジスカールデスタン大統領は3月の総選挙における与党勝利(4月号「要録」参照)をながめ、3月31日、バ

(2) 前内閣からの留任ないし横すべりが大多数を占めているうえ、政党別構成でもほぼ前内閣並みであり、前内閣からの継続性が強いこと。

イ. 20閣僚中、前内閣からの留任が9名、横すべりが6名を占め、新任者はわずか5名。

ロ. 政党別構成をみると、閣僚(総数20名、前内閣は15名<発足時>)のうち共和国連合6名、ジスカル・デスタン大統領派(フランス民主主義連合をはじめとする中道派13名、残り1名も中間派で大統領寄りとされている)と、前内閣(各4名、11名)とはほぼ同様な勢力分布。

◇フランス政府、経済政策運営方針を発表

1. パール首相は4月19日、下院(国民議会)において所信表明演説を行い今後の政策運営方針を明らかにした。

このうち経済政策に関する主要点は以下のとおり。

(1) 経済政策の基本方針

フランス経済のインフレ体質を根治するとともに、国際経済環境の変化に適応することを目標に、1980年までは現行の抑制政策基調を維持する。もっとも、対外バランスを悪化させない範囲において最大限の経済成長を図ることとし、個人消費の下支え、投資促進、輸出促進のための措置を講ずる。

(2) 具体的施策

イ. 投資促進

- ① 個人の株式投資促進のため、投資相当額を所得税課税対象から控除
- ② 優先株制度の創設
- ③ 企業の長期資金調達促進のため、長期金利を中心とする金利体系の見直し
- ④ 経済社会開発基金(Fonds de Développement Economique et Social)による長期低利融資の拡大
- ⑤ 企業の新設促進策の検討

ロ. 雇用

若年労働者(18歳から26歳まで)を雇用した中小企業に対しそれにかかる社会保険料の50%を国庫が負担するほか、昨夏来の雇用促進策(52年5月号「要録」参照)の一部を継続する。

ハ. 賃金

賃金上昇率は原則として物価上昇率を超えないものとする。ただし、低所得層(年収18,000フラン以下)は例外。最低賃金(SMIC)は5月、7月および12月の3回に分け、実質購買力を増加させるよう改定する。

ニ. 物価

- ① 公共料金の改定(別項参照)
- ② 現行工業製品価格規制策(52年3月号「要録」参照)は本年下半期において段階的に撤廃

ホ. 税制等

- ① 法人税、所得税、付加価値税、社会福祉控除等を向う2年間現行水準に凍結
- ② 家族最低所得保証制……子供3人以上を有する家族に向け1979年から家族最低所得保証制を創設
- ③ 富裕税導入の検討

ヘ. その他

大企業における管理職階層(cadres)代表の取締役会ないしは監査役会参加を容認(従来は労組代表のみ)。

2. 今回発表された経済政策運営方針は、総選挙に先立ち本年1月9日発表された共和党主唱による与党の政策綱領、「自由と公正のための行動目標(objets d'action pour les libertés et la justice、通称 programme de Blois)」とほぼ同一の内容となっている。このため「政府による選挙公約の再確認で新味に乏しい」(ル・モンド紙ほか)との受け止め方が一般的となっている。

◇フランス政府、公共料金の引上げを決定

1. フランス政府は4月26日の閣議において、5月と7月の2回に分け下記のとおり公共料金を引上げる旨決定した。

(1) 5月前半実施

鉄道	旅客運賃	+15 %
貨物	〃	+10 %
郵便	基本料金	+20 %
電話		+12 %
石炭		+ 4~8%
たばこ		+15 %
電気・ガス		+10 %

(2) 7月1日実施

地下鉄	+13.6%
-----	--------

2. 今次引上げは、パール・プランに基づく賃金・物価規制措置の一環として、77年中の公共料金引上げが平均6.5%に抑制された結果、このところ公共企業体の財務状況悪化が目立ってきたことに対処して決定されたものである。パール首相は今回の決定にあたり、「公共企業体の財務状況悪化は、①自己資金不足による設備投資なかなか合理化投資が阻害され、公共企業体の生産性向上が望み得ないこと、②公共企業体の収益悪化に対して政府は財政援助を実施せざるを得ず、これが財政赤字

をさらに拡大させ、そのファイナンスの方法いかんによりインフレ圧力の増大につながること、等長期的にみて物価に対し悪影響を及ぼすため、今回の引上げはやむを得ない」旨コメントしている。しかしながら、一般には「今次措置だけで消費者物価を1%ポイント方引上げる」(ル・モンド紙)として当面の物価への悪影響を懸念する声も少くない。

◇英蘭銀行、「証券業評議会」の設立を発表

1. 英蘭銀行は3月30日、証券業に関するシティ内の自主監督機関として「証券業評議会」(Council for the Securities Industry)を発足させる旨発表した。

同評議会の目的・機能および組織は次のとおり。

(1) 主要目的・機能

- 証券業務全般にわたる高い倫理基準の維持
- 証券業界の動向、市場慣行、行動基準および規制監督機関の現行規制の有効性の監視
- 不正行為発生の際の各種調査活動の調整
- 証券業に関する新政策および行動基準の提案
- 構成諸団体の利害調整
- 証券業界に対する諸規制の変更、設定に関する検討
- EEC(欧州経済共同体)資本市場コードの履行等に関するEC委員会との連絡。

(2) 組織

英蘭銀行総裁の任命する会長(初代会長、Patrick Neill オックスフォード大学評議員)、副会長(初代副会長、Alexander Johnaton 企業吸収合併審査会副会長<兼任>)および3名の公益委員(主に個人投資家の利益代表)に關係団体(注)からの代表14名を加え、総数19名で構成する(このほか英蘭銀行代表が常時出席、また同行が事務局長を派遣)。ただし、適宜必要に応じて構成員を増やすことができる。

- (注) 引受商社委員会(the Accepting Houses Committee)
 投資信託協会(the Association
 of Investment Trust Companies)
 英国保険協会(the British Insurance Association)
 会計士協会(the Consultative Committee
 of Accountancy Bodies)
 ロンドン手形交換所加盟銀行協会(the Committee
 of London Clearing Bankers)
 英国産業連盟(the Confederation of British Industry)
 発行商社協会(the Issuing Houses Association)
 全國年金基金協会(the National Association
 of Pension Funds)
 証券取引所理事会(the Council
 of the Stock Exchange……代表2名)
 証券取引所相場審査委員会(the Quotations Committee
 of the Stock Exchange)
 ユニット・トラスト協会(the Unit Trust Association)
 証券取引業者
 外國銀行

2. 同評議会は、証券業界に対する規制、監督の強化を目指す政府の意向を受けて、76年10月以来英蘭銀行とシティ関係諸団体の間で設立準備が進められてきたもので、証券取引所(the Stock Exchange)や企業吸収合併審査会(the City Panel on Take-overs and Mergers)など関係諸機関の現行規制、監督機能をほぼそのまま存続させながら、一段と高い立場から証券業全般にわたっての取引倫理の作成および維持に当ることとなる。同評議会の地位および機能に関し、英蘭銀行では、「何ら法的根拠に基づくものではなく、あくまでも構成団体の合意に基盤を置く自主監督機関であるため、これが行う勧告に法的拘束力はないが、実際問題として構成団体がそれを無視することはできない」と説明している。今回明らかにされた同評議会の概要について、シティ、産業界ともおおむね好意的な立場をとっているが、労働党左派の一部には、法的拘束力を欠いている点に不満を持つ向きがみられるほか、構成員が各業界の利益代表であるところから、評議会として統一のとれた行動をとり得るかどうかその有効性に疑問を呈する声も聞かれている。

◇英国政府、「国有企業白書」を発表

1. 英国政府は4月5日、国有企業の運営に関する「国有企業白書」を発表した。同白書は76年11月の経済開発審議会事務局(National Economic Development Office:NEDO)の国有企業に関する勧告を踏まえて作成されたもので、主務大臣の特別指示権を明記するなど国の監督権限を明確にする一方、投資に当っては収益性に十分配慮することを強調するなど、資本主義的な基準を大幅に取り入れ、あいまいだった国益と効率性の調和を図るべきであるとしている。

その主な内容は次のとおり。

(1) 国有企業に対し、国益を確保する観点から所管主務大臣による法的な特別指示権を行使することとするが、特別指示権の行使に関しては議会に審査権を与え、その濫用を防止する。また、政府介入に伴い必要な費用その他は財政資金により補填するほか、日常業務の運営等にまで立入って介入することは原則として差控える。なお、76年11月に経済開発審議会事務局(NEDO)が提案した政策評議会(Policy Council)構想(注)については、意思決定機関が同評議会と取締役会(Corporation Board)に二元化し、政策決定の遅れをもたらすばかりでなく、責任の所在を不明確なものとする恐れがあるので、認められない。

(注) 取締役、関係省庁、労働組合、取引先の代表で政策評議会を構成し、政策決定機関として、執行機関である取締役会を統轄するという構想。

(2) 産業民主化については、すでに郵政局等一部国有企业に導入されている労組代表重役制を引き続き改善・推進していくほか、消費者代表を経営陣に加えることも前向きに検討していく。また、所管官庁ないし大蔵省の公務員を役員として出向させることにより当該産業の実態把握に役立てたり、利害関係のない有識者を非常勤役員に任命することも検討に値する課題となろう。

(3) 国有企業の投資決定に当っては「資本機会費用(the opportunity cost of capital)」の考え方を取り入れて収益性の低い投資を行って資源のミス・アロケーションをもたらさぬよう留意する。具体的には、新規投資決定に当り、必要投資収益率(Required Rate of Return)が実質ベースで税引前5%を確保できるかどうかを判断基準とし、この率については3~5年ごとに見直しを行う。

2. 同白書発表に当たりバーネット大蔵政務次官(閣僚待遇)は「特別指示権の発動は発電所や航空機エンジン発注といった明らかに国益の絡む分野にのみ限られ、政府による介入は従来より減少することになる」と述べ、特別指示権を濫用する意向がないことを強調、また物価委員会は当白書が提唱した収益率目標を今後の政策決定に当って考慮することを明らかにした。一方、消費者団体は、消費者の声を国有企业運営に生かしていくとの構想に対し歓迎の姿勢をみせている。

◇英国政府、1978年度予算案を発表

英国政府は4月11日、1978年度(78年4月~79年3月)予算案を発表した。その概要は以下のとおりである(予算案のねらい、反響等については「国別動向」参照)。

(1) 予算案の規模、収支じり

歳入は427億ポンドと77年度実績見込み比10.2%増(同当初予算比13.3%増)であるのに対し、歳出は514億ポンドと77年度実績見込みを16.8%上回る(同当初予算比18.1%増)。この結果、収支じりは86億ポンドの赤字と、77年度実績見込み(52億ポンドの赤字)を大幅に上回る赤字予算となった(第1表参照)。

また公共部門(中央政府、地方公共団体および公営企業)の借入所要額は85億ポンドとIMFに対して公約した86億ポンド(76年12月設定、52年1月号「要録」参照)の範囲内に収まったものの前年度実績見込み(57億ポンド)を大幅に上回る見込み(第2表参照)。

(2) 予算案に盛られた主要措置

イ. 租税措置(以下の諸措置に伴う歳入効果については第3表参照)

(第1表)

英國の78年度予算案
(単位・億ポンド、統合国庫資金(Consolidated Fund)ベース)

	1977年度		1978年度				予算前見込み(注) (Before Budget)
	当初 (A)	実績 見込み (B)	当初 (C)	C A	C B	% A	
歳入	377.42	387.73	427.46	13.3	10.2	%	447.06
(うち租税)	(363.32)	(364.36)	(412.05)	13.4	13.1	%	(431.65)
歳出	434.89	439.89	513.78	18.1	16.8	%	513.78
収支じり	-57.47	-52.16	-86.32	/	/	%	-66.72

(注) 仮に何らの新規予算措置も講じないとした場合の見込み。

(第2表)

英國の公共部門借入所要額

(単位・億ポンド)

	1977年度		1978年度
	当初予算	実績 見込み	予算案
中央政府	68.59	44.94	79.37
地方公共団体	8.90	3.81	7.00
公営企業	7.22	8.38	-1.00
計	84.71	57.13	85.37

(注) (第1表)の Consolidated Fund のほか、National Loans Fund(財政投融資)、National Insurance Fund(年金基金)、Northern Ireland central government(北アイルランド政府)を含むため、(第1表)の収支じりとは一致しない。

(第3表)

租税措置に伴う歳入効果

(単位・百万ポンド)

所 得 税 関 連	初年度 (78年度)	平年度 (79年度 以降)
	-1,917	-2,410
うち 25 % 税率の新設	-1,317	-1,569
基礎控除の引上げ	- 415	- 500
寡婦(夫)控除の引上げ	- 4	- 5
老齢者控除の引上げ	- 53	- 67
課税所得区分の変更	- 116	- 206
投資所得加重税限度額引上げ	- 3	- 31
法 人 税 関 連	- 18	- 33
うち 中小企業課税所得限度引上げ および優遇税率適用限度引上げ	- 11	- 20
間 接 税 関 連	- 10	- 25
うち 高タールたばこ消費税引上げ	+ 10	+ 25
付 加 値 値 税 軽減	- 20	- 50
そ の 他 と も 合 計	-1,960	-2,585

(イ) 所得税減税

- ① 年間課税所得 750 ポンド以下の部分について税率を引下げ(34→25%)、合わせて税率別課税所得区分(tax bands)を変更
- ② 諸控除の引上げ(基礎控除<独身者 945→985 ポンド、既婚者 1,455→1,535 ポンド>、寡婦(夫)控除、510→550 ポンド、老齢者控除<独身者 1,250→1,300 ポンド、夫婦 1,975→2,075 ポンド>)。
- ③ 投資所得加重税の税率別課税所得区分変更
- (ロ) 法人税減税
 - ① 中小企業課税免税点の引上げ(4万→5万ポンド)。
 - ② 中小企業向け法人税優遇税率適用限度の引上げ(6.5万→8.5万ポンド)。
- (ハ) 農家課税優遇措置
 - ① 課税所得平準化方式の導入(所得が2年間で30%以上変動した場合、それらを平均して課税所得とする)。
 - ② 農業建築投資控除30%引上げ。

(ニ) 間接税

- ① 高タールたばこ消費税引上げ(1,000 本当たり 2.25 ポンド)。
- ② 付加価値税(VAT)の納税登録義務年間販売限度額引上げ(7,500→10,000 ポンド)。

ロ. 公共支出措置

学校給食助成(680万ポンド)、病院・教育設備投資(900万ポンド)などに5.5億ポンドを支出。

(注) 本予算案は現在下院で審議されているが、政府の減税案に対し野党(保守党・自由党)は、標準税率引下げ(34→33%)や税率区分の変更、最高税率の引下げ(83→70%)等修正を要求しており、最終的な決着をみるまでには曲折が予想されている。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、ペースレート等を引上げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster および Barclays, Midland, Lloyds)は、4月19日、ペースレート(貸出基準金利)および通知預金金利を各1%引上げ、20日より実施する旨発表したのに続き、5月9日、ペースレートを1.5%、通知預金金利を2%、それぞれ引上げ、10日より実施する旨発表した(引上げ後の水準はペースレート 9.0%、通知預金金利 6.0%)。

今次引上げは英蘭銀行の裁量的な最低貸出歩合の引上げ(1%、4月11日発表)ならびに同TB入札平均レート連動に基づく引上げ(1.25%、5月5日発表)に対応した措置である。なお、2回目のペースレート等の引上げ幅が最低貸出歩合の上昇幅を上回った点については各行とも「依然として短期市場金利が強含みに推移しており、近い将来最低貸出歩合再上昇の可能性も否定しきれない状況であることを考慮したもの」とコメントしている。

◇イタリア、外国証券への投資規制を一部緩和

イタリア外務省は4月21日、イタリア居住者に対する外国証券への投資規制を一部緩和する旨発表した。

イタリアにおいては、居住者が外国証券を購入する際、当該証券に対する投資額の50%相当額のリラ資金を、銀行を介して無利子でイタリア銀行に預託することが義務づけられている(1973年7月27日実施)が、今回の緩和措置は本規制の導入以前に取得した外国証券を売却し、その資金で再び外国証券に投資する場合には売却額相当額を限度として本規制を免除するというものである。ただし、ネットで資金が流出する場合には、当該流出分は規制対象となる。

◇オランダ銀行、公定歩合を引下げ

オランダ銀行は4月14日、基準割引歩合を0.5%引下げ4%とし、17日から実施する旨発表した(約束手形割引歩合は5.5→5%、担保貸付歩合は5→4.5%、いずれも0.5%引下げ)。

オランダの公定歩合は昨年11月、為替市場におけるギルダー売圧力の強まりに対処して1%引上げられ(基準割引歩合 3.5→4.5%、52年12月号「要録」参照)、その後据置かれていたが、今次引下げは、このところギルダーが堅調裡に推移している(対ドイツ・マルククロス・レート、77年11月末 1 ドイツ・マルク=1.0804 ギルダー→78年1月末 1.0720 ギルダー→4月末 1.0690 ギルダー)うえ、国内面でもインフレ率が目立って鈍化してきている(消費者物価前年比、77年第1四半期 +7.4%→78年第2

◇英蘭銀行、最低貸出歩合を裁量的に引上げ

英蘭銀行は4月11日、最低貸出歩合(MLR)とTB入札平均レートとの連動関係を一時停止し、ヒーリー蔵相の承認を得て最低貸出歩合を裁量的に1%引上げる(注)旨発表、12日より実施した。最低貸出歩合とTB入札平均レートとの連動関係が停止されたのは77年5月以来約11か月ぶりである(背景等については「国別動向」参照)。

(注) 1972年10月に英蘭銀行は従来の公定歩合(Bank Rate)を廃止し、毎週金曜日に行われるTB入札の平均レートに0.5%上乗せしたもの(ただし0.25%刻みとし、端数は切上げ)を最低貸出歩合(MLR)とする方式に移行したが、必要と認めた場合には、蔵相の承認を得てTB入札平均レートとの連動関係を停止し、裁量的に最低貸出歩合を定めることができることになっている。

月 +4.7%)ことから実施されたものである。なお、オランダ銀行では「今次措置に伴い、今後中長期債の発行利回りが引き続き低下傾向をたどることを期待している」旨コメントしている。

◇スウェーデン、公定歩合を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は4月19日、公定歩合を0.5%引下げ(7.5→7.0%)、翌20日から実施する旨発表した。スウェーデンの公定歩合変更は、2月17日の引下げ(8.0→7.5%、3月号「要録」参照)に続き、本年に入って2回目である。
2. 本措置に関してスウェーデン中央銀行は、「今回の引下げは、前回同様、為替市場においてスウェーデン・クローナが比較的の安定的に推移している時期をとらえて短期金利の引下げに努め、これに伴う長短金利差の拡大を通じて資本市場への資金導入を一層促進することをねらったものであり、金融引締めの基本方針には変りがない」とコメントしている。

◇スペイン、外資調達抑制方針を発表

スペイン政府は4月13日、本年の国際資本市場での外資調達額を総額31億ドルに抑制する方針を発表した。本措置はスペインの対外債務残高が多額にのぼり、その返済がかなりの重荷となっているため採られたものとみられている(ちなみに、78年末の対外債務残高は153億ドル、うち公共部門債務90億ドル)。

◇トルコ、IMF借款を締結

トルコ政府は4月25日、IMFから総額最高300百万SDR相当のstand-by借款(引出し期間2年)ならびに74.5百万SDRの輸出所得変動補償融資を受ける旨発表した。トルコ政府はかねてから経済再建のため、IMFに対して借款を申込んでいたが、一連の経済緊縮策の実施(2月号「要録」参照)に伴い、借款供与が認められたものである。なお、同国では貿易収支の悪化(注)、外準の減少等を背景に77年3月以降石油、肥料、その他原材料、薬品等基幹物資を除く輸入代金の支払いが延滞していたが、本借款締結により本年5月以降返済が再開されている。

(注)

	(季節調整済み、月平均、単位・億リラ)					
	75年	76年	77年/I	II	III	IV
輸出(fob)	16.5	25.6	22.5	26.4	23.6	32.0
輸入(cif)	57.5	69.1	79.5	92.2	99.2	81.9
貿易収支じり	△41.0	△43.5	△57.0	△65.8	△75.6	△49.9

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行、貸出金利を引上げ

アジア開発銀行は4月6日、通常資本財源(応募済資本金、準備金、借入金)による貸出金利を年7.65%から同7.7%に引上げ、4月1日以降の融資承諾分から適用する旨発表した(なお、特別基金財源<拠出金等>による貸出については不変で、従来どおり年1%の貸出手数料のみ徴収)。

本措置について同行は、最近の資金調達コストの上昇を映じた世界銀行の貸出金利引上げ(本年4~6月の融資承諾分につき年7.45%から同7.5%に引上げ)に追随したものと説明。

◇韓国、外貨為替管理を一部緩和

韓国政府は、頃来の外貨事情好転等を背景に2月および4月に為替管理の一部を緩和した。その概要は次のとおり。

- (1) 一般貿易商社の外貨預金勘定開設を認可(2月14日実施)

從来、外貨預金勘定設定が認められていたのは、航空会社、外資系企業等(注)に限られていたが、今回の改正により一般貿易商社(すでに認可された指定総合商社以外の商社)もこれに加えられることとなった。同時に外貨預金勘定保有者の預金限度および資金使途に対する制限も廃止された。

(注) これ以外では、ホテルおよび旅行会社、保険会社、アジア財團および韓米財團、調達庁、海外借款を導入している企業、海外建設工事請負会社、海外支店を保有する国内企業(指定総合商社等)。

- (2) 民間企業の海外起債を認可(2月14日実施)

從来海外起債を認められていたのは、韓国外換銀行と韓国産業銀行のみであったが、今回の改正により民間企業も海外起債が認められることとなった。ただし対象企業は次の条件を満たすことが必要とされるほか、事前に財務長官の許可を受けなければならない。

- イ. 資格…払込済資本金が100億ウォン以上の法人でかつ最近3年間の配当実績が10%以上であること。
- ロ. 取得資金の使途…資本財の輸入もしくは海外投資に充当する資金のみ。

- (3) 外国通貨間の先物取引を認可(2月14日実施)

対外決済指定通貨(対外取引の決済に使用できる外国通貨で、米ドル、英ポンド、西独マルク等19通貨を政府が指定)および日本円に限り、新たに外国通貨間の先物取引を認可した。

(4) 対外決済指定通貨を大幅に拡大(4月1日実施)

従来の19通貨に加え、日本円、シンガポールドル等27通貨を対外決済指定通貨に追加した。なおこれまでには外貨の受取り、支払いの双方に際し指定通貨の使用が義務づけられていたが、今回の改正で支払いについては指定通貨制度を撤廃し、すべての外国通貨の使用を認可することとした。

◇韓国銀行、市中銀行に対する商手再割限度引下げ等を実施

韓国銀行は、最近の貯蓄性預金増加等に伴う金融機関の手元余剰資金増大にかんがみ、次のとおり同行の商手再割引、および輸出手形・主要原材料輸入手形担保貸出の最高限度をそれぞれ引下げた(3月3日実施)。

商業手形…優良適格企業手形 市中銀行の手形割引
総額の80→70%

一般適格企業手形 市中銀行の手形割引
総額の60→50%

輸出手形…市中銀行の手形貸付総額の80→70%

主要原材料輸入手形…市中銀行の手形貸付総額の
80→60%

なお、同時に上記措置に伴う金融機関の利ざや縮小を考慮して主要原材料輸入手形(注)については、同手形担保貸出金利を従来の10%から9%に引下げ。

(注) 輸出用原材料輸入のファイナンスのため、当該企業が銀行宛に振出した手形(1972年2月15日制度発足)。品目制限はないが、期間は3ヶ月以内に限られている。

◇韓国、海外請負建設工事受取代金のウォン貨転換を禁止

韓国政府はこのほど、マネーサプライ抑制策の一環として海外請負建設工事受取代金のウォン貨転換禁止を決定、3月25日より実施した。これにより建設会社は、海外建設工事請負により得た外貨を来年1月24日まで外国為替銀行の「特別居住者外貨預金勘定」に預入(金利はLIBOR +0.0625%)することを義務付けられることとなった。ただし、新規の海外請負工事に必要な資金、従業員に対する給料の支払いおよび満期の到来した銀行借入の返済に充当する場合に限り引出し(ウォン貨転換)が認められる(為銀の承認が必要)。

なお、この種の外貨流入規制措置は昨年10~12月にも緊急措置としてとられていた(工事受取代金のほか輸出前受金も対象、52年11月号「要録」参照)が、本年初来解除されていた。

◇香港、マーカンタイル銀行、銀行券発行権限を香港上海銀行に移譲

香港上海銀行、チャータード銀行とともに長年銀行券を発行してきたマーカンタイル銀行は、本年1月25日成立した、Mercantile Bank Note Issue(Repeal)Ordinance 1978(1978年マーカンタイル銀行券発行<廃止>条例、およびHongkong and Shanghai Banking Corporation(Amendment)Ordinance 1978(1978年香港上海銀行<修正>条例に基づき、同行に割当てられていた授権発行わく(注)(30百万香港ドル)を香港上海銀行に移譲すると同時に、発券業務を停止する旨決定、2月22日実施した。これに伴い、市中に流通しているマーカンタイル銀行発行の銀行券は香港上海銀行が発行したものとみなされ、従来通り法貨としての価値を保証されることとなった。

今次決定の背景として香港政府では、①マーカンタイル銀行はすでに1959年以来香港上海銀行の傘下に入っているため同行の発券銀行としての地位が名目的なものとなっていることに加え、②同行の銀行券発行残高が極めて僅少(77年末現在 29.1 百万香港ドル、全銀行券発行残高の0.5%)であることを指摘している。

(注) Crown Agents(英國政府の運営による植民地資産等の管理機関)もしくは英國政府に預託された同國政府認定の証券を発行準備するもので、今次措置により発行わくは 95 百万香港ドル(うち香港上海銀行分 60 百万香港ドル、チャータード銀行分 35 百万香港ドル)となつた。もっともこの他に、為替基金(香港政府の運営による銀行券発行準備の保管運用機関)に払込まれた香港ドルを見返りとして同基金が交付する債務証書を発行準備とする限外発行(発行わくはなし)があり、現在では発行残高のほとんど(1977年末現在 98.4%)が限外発行分で占められている。なおマーカンタイル銀行は以前より限外発行を認められていない。

◇タイ、わが国から第5次円借款導入

わが国の対タイ第5次円借款(注)の一部について交渉がまとまり、3月29日、次のような合意内容を確認した文書が両国政府間で交換された。

金額 160億円(海外経済協力基金を通じ供与)

償還期間 25年(据置7年を含む)

金利 年3.25%

対象プロジェクト 首都高速道路建設、小規模かんがい事業

(注) 昨年8月わが国の福田首相が同國を訪問した際に行われた援助約束(275億円、52年9月号「要録」参照)および同國タニン前首相の訪日時の援助増額要請受入(20百万ドル、52年10月号「要録」参照)を含め総額325億円。

◇マレーシア、わが国から第4次円借款導入

わが国の対マレーシア第4次円借款の交渉がまとまり、1月16日、次のような合意内容を確認した文書が両

国政府間で交換された。

金額 210億円(海外経済協力基金を通じ供与)

償還期間 20年(据置7年を含む)

金利 年4.0%

対象プロジェクト 第3次マレーシア計画(51年8月号「要録」参照)に含まれるバシール・グダン発電所建設、ピンツル港建設等5事業

本借款は、昨年8月わが国福田首相が同国を訪問した際に行われた援助約束(52年9月号「要録」参照)に基づくもの。

◇マレーシア、第3次5か年計画のためのシンジケート・ローン取入れ

マレーシア政府は3月1日、外銀シンジケートグループ(注)との間で、総額4億ドルの借款協定に調印した。

この資金は、同国第3次5か年計画(51年8月号「要録」参照)の開発プロジェクトに充当するもので、同国の取入れるシンジケート・ローンとしては最大規模のもの。借入条件は次のとおり。

金利 LIBOR + 3/4%

期間 8年

なお、上記スプレッドは、発展途上国のシンジケート・ローン取入れ分としては最も低水準のものであり、同国政府は、国際的な金融緩和の状況下、既往借入分についても当初より有利な条件での借換えを行う方針で、スプレッド1%超のものについてはすべて条件改訂交渉を始める意向といわれている。

(注) Chase Manhattan Asia(主幹事)、Bank Bumiptra、Citicorp International、Morgan Guaranty Trust Co. of New York 等計37行が参加。

◇マレーシア、LNG開発契約に調印

マレーシア国営石油会社ペトロナスは、3月31日、三菱商事およびロイヤル・ダッチ・シェル・グループとサラワク州(ピンツル)における液化天然ガス(LNG)開発契約に調印した。

本プロジェクトは、上記3社による合弁会社 Malaysian LNG Sdn. Bhd(出資比率、ペトロナス65%、残りは2社で折半)が開発を担当し、年間6百万トンのLNGを1983年から20年間日本に輸出(注)するもので、同国最大規模のもの。

総投資額約10億ドルのファイナンスについては未発表ながら、ペトロナスの総裁によれば、わが国の円借款やイスラム開発銀行(Islamic Development Bank、本部ジ

エッダ)からの借款が期待されているほか、ユーロ資金取入れ(2~2.5億ドル)も予定されている模様。

(注) 東京電力および東京ガスの両社が火力発電、都市ガス用の原燃料に使用する予定。

なお、本プロジェクトは、アラスカ、ブルネイ、アブダビおよびインドネシアに次ぐわが国5番目のLNG開発輸入計画で、インドネシア(年間7.5百万トン輸入)に次ぐ規模となる。

◇マレーシア、わが国で円建債を発行

マレーシア政府は4月11日、わが国において初めて円建債を発行した。この資金は同国第3次5か年計画(76~80年、51年8月号「要録」参照)の開発資金に充当されるもの。本円建債の概要は次のとおり。

総額 150億円

償還期間 10年

利 率 年6.5%

引受会社 大和証券(主幹事)、野村証券、山一証券、日興証券等

なお、発行に至る経緯はフィリピンの場合と同様(本月号「要録」別項参照)。

◇インドネシア、アサハン計画のための円借款協定に調印

インドネシア政府は、2月23日および3月31日、わが国海外経済協力基金との間で、それぞれ137億円、30億円の円借款協定に調印した。これは、同国のアサハン水力発電・アルミ精練事業開発計画(注1)に対するわが国の円借款供与に関する交換公文に基づくもの(総額262.5億円、51年9月号「要録」参照)の一部(注2)で、ダムおよび発電所建設工事を主な対象とするもの。借款条件は、金利年3.5%、期間30年(据置8年)。

(注1)スマトラ島北部のアサハン川に最大出力513千キロワットの水力発電所(シグラグラおよびタンガの2ヶ所)を作り、その電力をを利用してマラッカ海峡沿いのクアラ・タンジョンに年産225千トン規模のアルミ精練工場を建設しようとするもので、操業開始は81年の予定。同計画の総工費は当初2,500億円と見積もられた(74年5月の物価水準を基準)が、その後の物価上昇から大幅に膨張(日本アサハン・アルミニウムの試算では4,110億円)しているため、同国からわが国(政府、海外経済協力基金等)に対し、追加融資(円借款の増額等)の要請がなされており、目下わが国との関係各省、基金、民間出資企業等で資金調達方法を検討中。

(注2)すでに76年9月および77年3月、それぞれ24億円、50億円を供与済み。

なお、本年4月、シグラグラ発電所の建設工事につき、わが国の鹿島建設・前田建設工業グループおよび熊谷組・飛島建設グループが受注(請負工賃総額は約200億円)。

◇フィリピン中央銀行、邦銀等から長期借款導入

フィリピン中央銀行は、2月10日および3月16日、邦銀等との間で次のような長期借款契約に調印した。

(1) 2月10日調印分

金額 100百万ドル

返済期間 7年

金利 LIBOR + 1%

借入先 Bankers Trust(幹事行)、東銀、Lloyds Bank International, Bank of Nova Scotia, 住友、横浜、三井信託、日本債券信用銀行、Saitama Union International, Sanwa Bank International, Mitsubishi International Finance 等20行

用途 Department of Public Highways および Philippine National Line への転貸

(2) 3月16日調印分

金額 100億円(単独銀行からの借款としては最大規模)

返済期間 7年(ただし、据置期間 2年を含む)

金利 非公表(日本のプライム・レート + 1% 前後といわれる)

借入先 東銀

フィリピン中央銀行は、本年初から、政府関係諸機関・企業の外貨借款を中央銀行が一括代行し、借款手続きの簡素化と借款条件の改善を図る方針(注)をとっているが、上記借款はこれに沿って実行されたもの。

(注) 同行は、国際的な金融緩和の状況下、既往の比較的金利の高い外貨借款について、より有利な条件のものへの借換えを推進するため、同行副総裁を委員長とする特別委員会を設置。

◇フィリピン、西ドイツおよびわが国で外債を発行

フィリピン政府は、3月22日には西ドイツ、同月30日にはわが国においてそれぞれ当該国通貨建の外債を発行した(円建債の発行は初めて)。この資金は同国の経済開発プロジェクトのための支出に充当される。各外債の概要は次のとおり。

(1) 3月22日発行分(西ドイツ)

総額 1億ドイツ・マルク

償還期間 7年

利率 年 6.75%

引受け会社 Dresdner Bank(主幹事)、Banque Nationale de Paris, Daiwa Europe, Bayrische Vereinsbank, Wardley, Credit Suisse White Weld 等

(2) 3月30日発行分(日本)

総額 150億円

償還期間 10年

利率 年 6.7%

引受け会社 野村証券(主幹事)、山一証券、大和証券、日興証券等

なお、わが国における発展途上国の円建債発行は、わが国の金利水準の低下に加え、昨年末わが国政府(大蔵省)が、国際収支の黒字累増対策の一環として、円建外債の公募発行基準を緩和(注)したことにより実現したもの。

(注) 歐米の国際資本市場で、過去5年間に3回以上または20年間に5回以上の公募実績のあるものという基準から、過去5年間に2回以上または20年間に5回以上の発行実績を有し、このうち公募発行を1回以上含んでいればよいことに変更。

◇インド、1978年度予算案を発表

インド政府は2月28日、1978年度(1978年4月～1979年3月)予算案を議会に提出した。予算案提出に際し、パテル財相は、77年度は工業生産が伸び悩んだものの、農業生産が現政権の農村政策の奏効もあって、前年度の

インドの1978年度予算案

(単位・億ルピー)

	1977年度 当初予算	1978年度 前年度比 増減(+)率 %		
歳 常 勘 定	一般 支出	508.5	560.5	10.2
	社会福祉関係費	71.3	77.5	8.7
	経済開発関係費	177.5	193.9	9.2
	州政府交付金等	191.4	258.0	34.8
	計	948.7	1,089.9	14.9
	経済開発関係費	164.4	210.6	28.1
資 本 勘 定	うち鉱・工業	113.2	110.3	- 2.6
	運輸・通信	48.6	56.5	16.3
	電力	18.7	19.3	3.2
	州政府等への貸付金	380.1	473.8	24.7
	その他とも計	608.1	751.8	23.6
	合計	1,556.8	1,841.7	18.3
歳 常 勘 定	租税収入	902.1	1,005.3	11.4
	州政府への還付(→)	180.2	202.5	12.4
	税外収入	233.5	275.4	17.9
	その他とも計	955.4	1,078.2	12.9
	州政府等貸付金の回収	180.3	238.6	32.3
	国債発行	100.0	165.0	65.0
入定	外国援助受入れ(ネット)	89.4	83.3	- 6.8
	その他とも計	594.2	658.5	10.8
	合計	1,549.6	1,736.7	12.1
	収支じり(△は赤字)	△ 7.2	△ 105.0	/

不振から大きく回復したため、77年度の実質G N P成長率は+5.0%と、前年度(+1.6%)を大きく上回るであろうと強調、78年度予算案については、農村部の開発、雇用機会の創出、所得分配の平準化等を目標に、農業、かんがい、エネルギー・科学技術振興(特に電力)の3部門への支出に重点を置くが、その財源確保のため消費税を中心とする増税を実施する旨説明。本予算案の概要は以下のとおり。

- (1) 歳出面では、防衛費(前年度比+7.0%)や行政費(同+5.5%)等を前年度に引き続き抑制する一方、農業、農村開発振興のねらいから州政府等への支出は大幅に増加(経常、資本勘定合計、前年度比+28%)するため、歳出全体では前年度比+18.3%とほぼ77年度(同+20.0%)並みの伸び。
- (2) 一方、歳入面では、米、小麦などの基礎物資を除きほぼ全品目にわたって約5%の消費税引上げ(これに伴う消費税収入は前年度比+15.7%)を行うものの、低所得者層に対する貯蓄優遇のための利子課税率の引下げ(これに伴う利子課税収入は前年度比-77.8%)、外国援助受入れ減(ネット受入れ、83.3億ルピー、前年度比-6.8%)等から、歳入総額は、前年度比+12.1%と77年度(同+22.6%)をかなり下回る伸び。
- (3) この結果、経常・資本勘定を合せた予算赤字額は、105億ルピーと、過去最高であった前年度修正後予算赤字(96億ルピー<ただし当初予算は7.2億ルピーの赤字>)をも上回る見込み。

◇インド、78年度の輸入政策を発表

インド政府は4月3日、78年度(78年4月～79年3月)の輸入政策を発表、機械を中心とする資本財等の輸入促進を図る一方、中小企業製品と競合する品目の輸入を禁止するなどの措置を明らかにした。本措置の概要、背景等は次のとおり。

(1) 措置の概要

- イ. 機械・同部品の輸入について、これまでの自動認可制度(75/76年度導入、50年5月号「要録」参照)を廃止、包括輸入許可制度(注)(Open General Licence)で処理。

(注) 特定の地域・通貨・期間の範囲内であれば、金額に制限なく輸入が可能で、国内調達がほとんど不可能な品目が対象。

- ロ. 輸入原材料については、自動認可制度に基づく輸入ライセンスの限度額を拡大(76/77年度中は前年消費実績額、今年度は過去の消費実績額の1割増)。

ハ. 中小企業の保護および振興を図る見地から、①国

内の中小企業製品と競合する品目(化学品、機械、電気製品等751品目)を原則的に輸入禁止、②中小企業新設のために必要な資本財等の輸入については、一定限度(原則30万ルピー、開発途上地域からの場合50万ルピー)まで自動認可とする。

- ニ. 国営貿易会社による大量一括輸入対象品目を大幅に削減(162品目→65品目)して民間輸入の拡大を図るほか、政府の許可がなければ国営貿易会社がユーザーに販売できないリース・オーダー制度を原則として廃止。
- ホ. 資本財の輸入許可手続を簡素化し、輸入金額1百万ルピー以下は地方ライセンス機関でも許可可能とする。

(2) 背景等

今回の輸入政策の変更は、比較的高水準の外貨準備(77/12月末約52億ドル)を背景に、同国経済発展のボトル・ネックの一つとなっている原材料、資本財の供給不足に対処する一方、①停滞した産業活動の刺激、②雇用の拡大、③中小企業の育成・振興、等をねらったものとみられている。

◇イラン、邦銀から円建長期資金を借入

イラン農業開発銀行(注1)(Agricultural Development Bank of Iran)は、4月13日、邦銀シンジケートグループ(9行)(注2)と円建長期資金借入契約に調印した。

本借入は、同国の食糧自給率向上のための農業開発資金調達で、借入条件等は次のとおり。

金額 100億円

金利 年8.0%

期間 15年(据置7年を含む)

(注1) 1968年、イラン農業開発基金設立法に基づき設立。資本金100億リアル(全額政府出資)。主たる機能は、農・畜産業振興や農地開拓に対する資金供給。

(注2) 三菱信託(幹事行)ほか信託6行、大和、長銀。

◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は3月30日、主要商業銀行の支払準備率を現行の6.5%から5.5%に引下げ、4月3日より実施することを決定した(本措置に伴う市中流動性増加額は185百万豪ドル)。

今回の引下げにつき同行は、「78/6月末の納税期接近に伴う季節的な市中流動性不足を緩和し、商業銀行の流動性を適正水準に保つための通常の金融調節」(ナイト総裁)と説明。

◇パプア・ニューギニア、為替レートを切上げ

パプア・ニューギニア政府は4月10日、同国通貨キナの対豪ドル・レートを1.38%(IMF方式)切上げた。切上げ後の為替レートは次のとおり(1キナ当り)。

切上げ前	切上げ後	切上げ率 <IMF方式>
1.2030豪ドル	1.2196豪ドル	1.38%

同国では、キナが豪ドルにリンクされているため、昨年8月以降の豪ドル小刻み切下げにより豪ドルを除く通貨に対し自動的に切下がることから、昨年8月、11月、本年1月の3回にわたり小幅調整切上げを行ってきたが、今回の措置も本年1月以降の豪ドルの切下げ(通算、IMF方式で2.2%)に対応してとられたもの。

共産圏諸国

◇東ドイツ、77年経済実績と78年経済計画を発表

東ドイツ政府は、このほど77年の経済実績と78年の経済計画を発表した。これによると、77年の生産国民所得は前年比+5.2%(以下に特記しない場合は前年比)と、不振の前年(+3.7%)は上回ったものの、計画目標(+5.5%)は未達に終り、これを受けた78年計画では+5.2%と控えめな目標設定。

1. 77年経済実績

(1) 鉱工業生産は、前年比+5.4%と低めに設定された計画目標(+5.1%)は上回ったものの、不振の前年(+5.9%)を下回る伸びにとどまった。部門別には機械(NC工作機械<+38.5%>、電気機械<+12.3%>)が好伸した反面、電力(+3.2%)、粗鋼(+3.9%)などが伸び悩んだ。

(2) 農業生産は天候不順などから前年に続く不振(+1.0%、前年-9.8%)で、低い計画目標(+2.8%)をも下回った。

(3) 投資は+6.0%と計画目標(+6.5%)を下回った。もっとも工業部門投資は+9.0%(前年+9.5%)と電力、石炭・鉱石探掘部門を中心に総投資を上回る伸びとなつた。

(4) 貿易は対西側輸入抑制(77年1~11月対OECD諸国輸入前年同期比-7.8%)などから+7.0%と前年(+14.0%)の伸びを大幅に下回った。

2. 78年経済計画

(1) 鉱工業生産は+5.7%と前年実績を上回る伸びを見込んでいるものの、現行5か年計画目標(年平均伸び率+6.0~6.3%)を依然下回る目標設定となっている。部門別には前年に引き続き機械(+8.0%)、電子工業

(+8.7%)の好伸を見込む一方、エネルギー・鉄鋼等基礎資材の伸び悩みが予想されている。このためこれら原燃料の消費節約を強化する方針。

- (2) 農業生産は機械化の推進などにより+3.5%の増産を目指す。特に食肉は+6.4%と高い目標設定。
- (3) 投資は+2.1%と前年実績を大幅に下回る伸びを設定。
- (4) 貿易は対西側輸出拡大、コメコン諸国との分業生産進展に伴う取引量増大を見込んでいることから、+11.0%と高めの目標を設定。この間対西側貿易収支改善のため、対西側輸入は引き続き抑制するほか、カウンター・トレードの要求も一層強める方針。

東ドイツの主要経済指標

(単位、前年比増減(ー)率・%)

	1976年 実績	1977年 実績	同計画	1978年 計画
生産国民所得	3.7	5.2	5.5	5.2
鉱工業総生産	5.9	5.4	5.1	5.7
農業総生産	-9.8	1.0	2.8	3.5
投資	6.8	6.0	6.5	2.1
工業労働生産性	6.0	5.2	5.1	5.0
小売売上高	4.3	4.3	4.0	4.0
貿易	14.0*	7.0*	8.7	11.0

* 名目増加率

◇ポーランド、77年経済実績を発表

ポーランド中央統計局はこのほど77年の経済実績を発表した。これによると、生産国民所得の伸びは農業生産の不振などから前年比+5.6%(以下特記しない場合は前年比)と前年に引き成長鈍化を余儀なくされた。

- (1) 鉱工業生産は+8.6%と低めに設定された計画目標(+7.3%)は上回ったものの、前年に引き伸び率は低下した。部門別には乗用車(+29.4%)、工作機械などが好伸したもの、織織物(+0.05%)、石炭(+4.0%)、紙(+3.3%)などが伸び悩み、テレビ(-4.4%)は減産となった。
- (2) 農業生産は、夏場の洪水被害により穀物(19百万トン<前年21百万トン>)、野菜(-7.5%)が減産となつたことなどから、+0.8%と不振であった。
- (3) 投資は+2.5%(総額5,880億ズロチ)と計画(0%)を上回った。
- (4) 小売売上高は実質賃金の伸び悩み(+2.3%、前年+3.8%)に加えて、食料品を中心とする消費財の供給不足(特に食肉・乳製品の供給は+1.3%の増加にとどまっている)などから+11.8%(食料品+10.6%、非食

料品+13.5%)と前年(+13.2%)を下回る伸びとなつた。

(5) 貿易は輸出が対コメコン諸国の好伸(+12.2%)から408億ズロチ(+11.4%)と前年(7.5%)を上回る伸びを示した反面、輸入は対西側輸入抑制(+4.3%)から486億ズロチ(+5.5%)と伸び悩み、この結果貿易収支赤字は78億ズロチ(公定為替レート<1ドル=3.27ズロチ>換算24億ドル)と前年(94億ズロチ<同28億ドル>)を2割方下回った。

ポーランドの主要経済指標

(単位、前年比増減(-)率・%)

	1975年 実 績	1976年 実 績	1977年 実 績	同計画
生産国民所得	9.0	7.5	5.6	5.7
鉱工業総生産	12.3	10.7	8.6	7.3
農業総生産	- 2.6	- 0.8	0.8	5.3
投 資	14.0	2.5	2.5	0
工業労働生産性	10.6	10.1	8.3	7.2
実質賃金	8.5	3.8	2.3	2.0
小売売上高	14.7	13.2	11.8	n.a.
輸 出	23.7	7.5	11.4	13.0
輸 入	19.6	10.8	5.5	2.7